

公 示

「災害時等における木津川ダム総合管理所管内機械設備等の 応急対策業務に関する協定」について

標記について、協定締結希望者を募集いたしますので、協定締結を希望される方は下記により申請してください。

令和7年1月24日

独立行政法人水資源機構

木津川ダム総合管理所長 杉浦 友宣

1. 協定概要

(1) 協定名

「災害時等における木津川ダム総合管理所管内機械設備等の応急対策業務に関する協定」

(2) 協定の範囲

木津川ダム総合管理所管内の各施設等における機械設備等の応急対策に関する業務

各施設等の内訳は以下の通り

- ・ 京都府相楽郡南山城村田山地内 高山ダム
- ・ 三重県名張市中知山地内 青蓮寺ダム
- ・ 奈良県宇陀市室生大野地内 室生ダム
- ・ 奈良県宇陀市榛原山辺三地内 初瀬水路
- ・ 奈良県奈良市北野山町地内 布目ダム
- ・ 三重県名張市上比奈知地内 比奈知ダム
- ・ 三重県伊賀市阿保地内 川上ダム

機械設備等の種別は次の通り

- ① 水門設備
- ② ダム管理用機械設備
- ③ 水質保全設備
- ④ ダム湖内等に設置され水没している設備や構造物等

(3) 活動の内容

独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所管内の各施設等における機械設備等において、災害や緊急に対応しなければならない故障等が発生した場合の応急対策について、相互に協力し速やかに実施するものである。

なお、個別の実施においてはそのつど両者の合意のもと緊急契約を行い、施行す

るものとする。

(4) 協定の内容等

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで。

詳しくは、別添の協定書(案)を参照すること。

(5) その他

独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所管内の総合評価型一般競争入札における技術点評価項目「災害協定等による地域貢献の実績」について技術点を配分するものについては、この協定をその技術点対象とします。

2. 参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

(1) 以下の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本公示の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - (A) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - (D) 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
 - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 協定参加資格確認申請書中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

- (2) 機構における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていること。ただし、本公示時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、協定参加資格確認申請書を提出することができるが、一般競争（指名競争）参

加資格の認定を受けることができなかった場合は、協定は破棄される。

- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4) 本店、支店又は営業所が岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県又は和歌山県内に所在すること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3.協定締結者の決定方法

- (1) 協定の締結は、2. に掲げる参加資格を満たしている者で行う。
- (2) 申請書に協定の対象に希望する機械設備等の種別を記入のうえ、申請するものとする。

機械設備等の種別は次の通り

- ① 水門設備
- ② ダム管理用機械設備
- ③ 水質保全設備
- ④ ダム湖内等に設置され水没している設備や構造物等

4. 担当窓口

〒518-0413 三重県名張市下比奈知2811-2

独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所 機械課 梶島（かばしま）

電話 0595-64-8961 F A X 0595-64-8964

電子メールアドレス：jwa_kizugawa@water.go.jp

本件に係る問い合わせは、9時～17時

（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで

5.協定確認申請書の提出方法等

- (1) 協定参加資格確認申請書

- ① 提出期間： 令和7年1月27日から令和7年2月26日までの休日を除く毎日、9時から17時（12時から13時までを除く）までとします。
- ② 提出先： 4. 担当窓口と同じ。
- ③ 提出方法： 提出は電子メール又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、持参は認めない。

- (2) その他

- ① 協定参加資格確認申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ② 提出された確認申請書は、協定参加資格確認申請書の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 受け付けた協定参加資格確認申請書は、返却しない。
- ④ 協定内容、協定参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先
4. 担当窓口と同じ。

6.協定締結者等への通知

(1) 通知方法

協定締結者へは書面をもって、令和7年3月11日(火)までに通知する

- (2) 申請書を提出した者のうち、協定締結者として選定しなかったものに対しては、選定しなかった旨とその理由（非選定理由）について令和7年3月11日(火)までに書面をもって木津川ダム総合管理所長から通知する。

7.協定参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 協定参加資格がないと認められた者は、木津川ダム総合管理所長に対して資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期間： 令和7年3月18日（火）まで
- ② 提出先： 4. 担当窓口と同じ。
- ③ 提出方法： 電子メール又は郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出すること。

- (2) 木津川ダム総合管理所長は、説明を求められたときは、令和7年3月25日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。当日までに回答が届かない場合は、4. 担当窓口までに問い合わせをすること。

災害時等における木津川ダム総合管理所管内機械設備等の 応急対策業務に関する協定（案）

（趣旨）

第1条 この協定は、独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所が管理する高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、初瀬水路、布目ダム、比奈知ダム及び川上ダムの水門設備、ダム管理用機械設備、水質保全設備及びダム湖内等に設置され水没している設備や構造物等（以下「機械設備等」という。）において、地震・風水害その他による災害又は故障の発生並びに災害の発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所長（以下「甲」という。）が実施する応急対策に関し、これに必要な技術者、資機材並びに必要な機器類、潜水作業（以下「技術者等」という。）の提供について〇〇〇〇（以下「乙」という。）に協力要請する際の事項について定めるものである。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行った時をもって発動する。

2 乙は、本協定締結後、緊急連絡先及び担当者をすみやかに通知するものとする。なお、その内容を変更する場合は、その都度通知するものとする。

（協力対象設備種別）

第3条 この協定に定める災害時等の協力対象設備は次の通りとする。

- ・ 水門設備
- ・ ダム管理用機械設備
- ・ 水質保全設備
- ・ ダム湖内等に設置され水没している設備や構造物等

（業務の要請）

第4条 甲は、災害時等の実状に応じて、乙に対し業務内容、日時、場所を指定して技術者等の提供を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、文書によりこれを行うものとする。

3 甲は、災害時等において前項の規定によりがたいときは、乙に対し口頭による要請ができるものとし、後日文書により整理するものとする。

（費用負担等）

第5条 第3条の規定により乙が使用した技術者等の提供に要する費用は甲が負担する。

2 甲は、第3条の規定による要請後、乙と遅滞なく請負契約を締結するものとする。

3 第1項に規定する費用は、応急対策着手後、施工内容が確定した時点で設計図書等に基づき、災害時等直前における適正価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い、甲及び乙いずれの責にも帰さない理由により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は乙の雇用する労働者等に損害が生じたときには、乙はその事実の発生後遅滞なく書面により甲に報告し、その処置については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 乙は業務の実施に伴い、乙の責に帰する理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は乙の雇用する労働者等に損害が生じたときには、乙がこれを負担するものとする。ただし、甲の責に帰する理由により損害が生じたときには、甲がこれを負担するものとする。

(本協定の有効期限)

第7条 本協定の有効期限は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(協定の解約)

第8条 本協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、甲及び乙双方が書面をもって協議のうえ、解約することができる。

(協議)

第9条 本協定に定めがない事項又は本協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本協定書を2部作成し、甲及び乙がそれぞれ各1部を保有する。

令和7年3月31日

甲 独立行政法人水資源機構

木津川ダム総合管理所長 杉浦 友宣

乙 ○○○○○

○○○○○ ○○ ○○

協定参加資格確認申請書等作成要領

(1) 協定参加資格確認申請書の作成様式は、次のとおりとする。

①協定参加資格確認申請書・・・・・・・・・・・・・様式1

(2) 協定参加資格確認申請書の用紙サイズは、A4判とする。

(3) 協定参加資格確認申請書の内容は、簡素に記載するものとする。

(4) 郵送により協定参加資格確認申請書を提出する場合は、1部提出すること。

(5) 電子メールにより協定参加資格確認申請書を提出する場合は、PDFファイルとして提出すること。

(6) (1)①の協定参加資格確認申請書の様式については、次のとおりとする。

様式 1

協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 7 年 月 日

独立行政法人水資源機構

木津川ダム総合管理所長 杉浦 友宣 殿

住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇番
商号又は名称	〇〇〇株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇

令和 7 年 1 月 2 4 日付けで募集のありました「災害時等における木津川ダム総合管理所管内機械設備等の応急対策業務に関する協定」にかかる参加資格について確認されたく申請します。

【希望種別】(希望しない種別は削除すること)

- ① 水門設備
- ② ダム管理用機械設備
- ③ 水質保全設備
- ④ ダム湖内等に設置され水没している設備や構造物等

【問い合わせ先】

担当者氏名 : 〇〇 〇〇
担 当 部 署 : 〇〇〇本(支)店〇〇部〇〇課
電 話 番 号 : (代) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [(内) 〇〇〇〇]
FAX 番 号 : 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス *****@**.**